

《 事務所ニュース 2016年6月号 》

岩崎社会保険労務士事務所 特定社会保険労務士 岩崎健志

〒 277-0032 柏市名戸ヶ谷 1-7-8-101
URL : <http://kashiwa-iwasaki-sr.com>

TEL / FAX 04-7103-8252
E-mail : info@kashiwa-iwasaki-sr.com

全国で初の公表 違法長時間労働 千葉労働局が是正勧告

月100時間を超える違法な長時間労働を複数の職場で行っていたとして、千葉労働局（福沢義行局長）は19日、棚卸し代行業、エイジス（斎藤昭生社長、本社・千葉市花見川区幕張町、従業員数約（700人）に対して是正勧告を行った。同社では4営業所で月最長197時間の長時間労働があった。厚生労働省では昨年5月18日から違法な長時間労働を繰り返している企業の指導・公表を実施しており、**企業名の公表は全国初。**

同労働局によると、同社では4カ所の営業所で1カ月当たり100時間を超える時間外・休日労働が認められた。いずれも労働基準法違反で、時間外・休日労働が認められた従業員数は計63人。最長で月197時間の従業員もいた。同社によると、197時間に及んだ従業員は期末の実地棚卸し業務に従事していたという。同労働局では同日、斎藤社長に対し、福沢局長が直接是正勧告書を交付。具体的な長時間労働削減方を樹立し、全社的に是正するよう指導した。

同社では今年4月から、社長を委員長とした社内プロジェクトを立ち上げ、労働時間管理の徹底、業務量平準化への取り組み、業務効率化の推進の3点に関して重点に取り組みを開始しているという。

厚生労働省によると、指導・公表の対象となる基準は（1）社会的に影響の大きい企業（2）違法な長時間労働が相当数の労働者に認められ、このような事態が一定期間内に複数の事業場で繰り返されている場合としている。（千葉日報5月20日）

定年再雇用賃下げ違法（東京地裁判決）

定年後の再雇用で正社員時代と同じ仕事をしているのに、賃金が減ったのは違法だとして、横浜市の運送会社で働くトラック運転手の男性3人が、正

社員との賃金の差額分計約415万円の支払いなどを求めた訴訟で、東京地裁は13日、全額の支払いを命じる判決を言い渡した。佐々木崇啓裁判長は「正社員と同じ業務をさせながら賃金水準だけを下げるのは不合理で、労働契約法違反だ」と述べた。

同法は2013年4月の改正で、雇用期間に期限がある社員と正社員との間で不合理な労働条件の格差を設けることが禁止された。原告側弁護団によると、運送業界では同様の雇用形態が少なくないが、定年後の再雇用を巡って同法違反を認めた判決は初めてという。弁護団は「不合理な賃金格差の是正に大きな影響力を持つ画期的な判決だ」と評価している。

判決によると、61～62歳の男性3人は、横浜市の運送会社「長沢運輸」で20～34年間、正社員として勤務。2014年に60歳の定年を迎え、1年契約の嘱託社員として再雇用された。仕事内容は正社員時代と同じだったが、賃金は3割前後減らされた。訴訟で同社側は「退職金も支給されており、再雇用で賃金が下がるのはやむを得ない」などと主張した。しかし、**判決は「同社の再雇用制度には、新規に正社員を雇うよりも賃金コストが抑えられるという側面がある」と指摘。「同社の経営上、コスト圧縮の必要性があったとは認められず、不当だ」として、同社側の主張を退けた。**

（読売新聞5月14日）

業務内容

労働・社会保険の書類作成及び提出代行
給与計算サービス(月次・賞与・年末調整)

労使間トラブルの相談

就業規則等の人事制度構築

個別年金相談(老齢・障害・遺族)

各種助成金の紹介、書類作成、提出代行